

事務連絡
平成30年6月25日

沖縄県高速道路交通安全協議会
会員各位 殿

沖縄県高速道路
交通安全協議会
会長 佐次田 朗

公印省略

平成30年夏の交通安全県民運動の実施について（通知）

本年6月25日現在の県内における交通人身事故の発生は2,014件で、前年同期に比べ303件（13.1%）減少していますが、交通死亡事故は21件（死者21人）と前年同期に比べ1件（1人）の増加となっています。

高齢者の死者や歩行中の死者が増加傾向にあるほか、依然として二輪車乗車中や飲酒絡みの死亡事故が発生するなど、厳しい状況が続いております。

このような中、「平成30年夏の交通安全県民運動実施要綱」（沖縄県交通安全推進協議会決定）に基づき、みだしの運動が実施されますので、会員の皆様には下記事項の実践をお願いします。

記

1 目的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

加えて、夏場は飲酒絡みの交通人身事故が増える傾向にあることから、同運動期間中は県民に対し「飲酒運転をしない させない 許さない」社会環境作りに向けた取組を強化する。

2 期間

平成30年7月11日（水）から同年7月20日（金）までの10日間

3 主唱

沖縄県交通安全推進協議会

4 運動のスローガン

「一杯で 消える未来と 消せぬ罪」

5 運動の重点項目

- (1) 飲酒運転の根絶（夏場の暑さと開放感から増える飲酒機会に注意！）
- (2) 二輪車の交通事故防止（マナーアップの推進）
- (3) 子供と高齢者の交通事故防止（特に、歩行者事故の防止）

6 推進機関・団体の実施事項

<p>道路管理者</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 定期的な道路パトロールの実施 2 交通安全施設の点検整備の実施 3 道路における障害物の除去等道路交通環境の整備 4 その他交通安全活動の推進
<p>交通安全協会連合会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 各地区交通安全協会（連合会）等との連携による推進 2 ポスター・チラシ、横断幕等による啓発 3 街頭広報車等による交通安全広報活動の実施 4 街頭指導活動の実施 5 推進機関・団体の行う各種行事に対する協力・支援活動 6 反射材用品及び高齢者運転標識の貼付・普及促進 7 シートベルトコンビンサーを活用したシートベルト着用意識の高揚 8 子供と高齢者の交通事故防止等重点事項に関するキャンペーンの実施 9 各種イベントを通じての参加・体験・実践型交通安全教育の実施 10 事業所における安全運転管理活動の促進 11 その他交通安全活動の推進
<p>その他推進機関・団体と協賛団体</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通安全運動に伴う連絡会議の開催 2 職員等に対する交通安全運動の周知徹底 3 社内放送設備等を活用した広報の実施 4 広報誌（社内誌）等による交通安全の啓発 5 ポスターや立て看板等の掲出による広報 6 職員等に対する交通安全教育の徹底 7 その他交通安全活動の推進

7 参考事項

参考資料として「各種運動スローガン」を添付する。

沖縄県高速道路交通安全協議会連絡担当
交通機動隊副隊長 宮城 TEL098-840-2033

各種運動のスローガン

飲酒運転四（し）ない運動

- | | |
|---------|------------------------------------|
| 運 転 者 は | ・ 運転するなら酒を飲まない
・ 酒を飲んだら運転しない |
| 家庭・地域では | ・ 運転する人に酒をすすめない
・ 酒を飲んだ人に運転させない |

安全運転5則

- | | |
|---|--------------------|
| 1 | シートベルトを着用し、安全速度を守る |
| 2 | カーブの手前ではスピードを落とす |
| 3 | 交差点では必ず安全を確かめる |
| 4 | 一時停止で横断歩行者の安全を守る |
| 5 | 飲酒運転は絶対にしない |

高速交通安全5則

- | | |
|---|--------------------|
| 1 | シートベルトを着用し、安全速度を守る |
| 2 | 十分な車間距離をとる |
| 3 | 割り込みをしない |
| 4 | わき見運転をしない |
| 5 | 路肩を走行しない |

車線を守る五つの基本

- | |
|--------------------|
| ・ キープレフトの励行 |
| ・ 安全な速度の励行 |
| ・ 飲酒運転はしない |
| ・ 無理な追い越し、割り込みはしない |
| ・ 路上駐車をしない |

二輪車安全運転5則

- | | |
|---|-------------------|
| 1 | カーブの手前ではスピードを落とそう |
| 2 | 安全速度は必ず守ろう |
| 3 | 交差点では必ず安全を確かめよう |
| 4 | 急な進路変更や割り込みはやめよう |
| 5 | ヘルメットは正しくかぶろう |

暴走族三ない運動

- | | |
|---|-------------|
| ☆ | 暴走行為をしない |
| ☆ | 暴走行為をさせない |
| ☆ | 暴走行為を見に行かない |

自転車安全利用五則

- | | |
|---|---|
| 1 | 自転車は、車道が原則、歩道は例外 |
| 2 | 車道は左側を通行 |
| 3 | 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行 |
| 4 | 安全ルールを守る
○ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
○ 夜間はライトを点灯
○ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認 |
| 5 | 子どもはヘルメットを着用 |